十一　初期利子　平成三十年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.05}{100}$×$\frac{1}{2}$

十二　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額×$\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$

十三　償還期限　平成四十年五月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成三十年五月十五日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成三十一年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十一年五月十五日から平成三十一年十一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第二期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

㈡　平成三十一年十一月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十一年五月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十年十一月十五日から平成三十一年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

㈡　平成三十年十一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第七百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十二号の一部を次のように改正する。

平成三十年六月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

指定認定機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	省令第三十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋堀留町一丁目十番十五号	平成十二年六月十六日
（略）					

改正前

別表

指定認定機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
（略）					
財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	省令第三十三条第二項第一項、第二号、第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	埼玉県草加市高砂二丁目九番二号	平成十二年六月十六日
（略）					